"一カ所でOK"
共同納税相談始まる

今年も国税（所得税）と道税（個人事業税）と住民税の共同納税相談が行なわれます。この共同納税相談は今年で五年めになりますが、発足の趣旨は、納税者の便利を考えてのものです。とかく税金でありながら税務者と支庁税務課と市町村の税務課へ別々に足を運ばなければならない繁雑さを少しでもなくしようとしたものです。

以下今年の共同納税相談を具体的に述べますと、一、税務者と支庁と市町村が同じ場所で仕事をします。函館市を例にしますと、函館税務者の中に相談会場ができます。

二、納税者の手もとに、申告所得税の申告書の用紙が前もって郵送されます。今年は、確定申告書（税務署用）を提出した人は事業税、住民税の申告書を提出する必要がありません。

三、郵送された用紙に下記事項を必ず記載のうえ指定日時に来署してもらいます。

①配偶者、扶養控除対象者の氏名生年月日

②生命保険、国民健康保険、国民年金等の払込金額

③医療費控除を受けられる方は、その領収書等をご持参下さい。

四、青色申告の方は納税相談をしません。

申告所得税とは、その名のとおり自分で所得を計算し、自分で税額を申告するもので、税務者と相談づくできめるものではありません。ただ自分で計算できない人のために納税相談があるのですさて青色申告をしている人は自分で記帳決算のできる人です。それで今年は昨年と同様青色申告の不馴れな人のためにもと確定申告の前に説明指導の期間を設けました。

以上今年も昨年と同様確定申告の大きな相違点としては、青色申告の人には、相談日がないということですが、こうした自主申告の尊重という考え方は今後年を追って高まってゆくことになりましょう。

函館市主要小売物価

（1月16日現在）

函館商工会議所調査課

品目		単位	本月価格	指数 35年平均100	前月比
穀類	平均（190品目）			122.9	100.5
	米（90品目）			129.3	100.8
	料理用（非配給）	1kg	140.0	158.2	
	粉類（3品目）			131.0	100.0
野菜	（14品目）			220.0	124.8
	キャベツ	1kg	80.0	245.7	200.0
	白菜	〃	40.0	162.9	114.3
	ほうれん草	〃	35.0	117.0	166.7
	甘ねぎ	〃	140.0	262.2	233.3
	大根	〃	120.0	216.0	120.0
	じゃがいも	〃	10.0	34.2	
	玉ねぎ	〃	80.0	266.7	160.0
	にんじん	〃	100.0	267.7	166.7
果物	（9品目）			87.8	71.4
	みかん（国光）	〃	80.0	80.9	66.7
	かご（12品目）	〃	70.0	103.8	
鮮魚	介類			184.4	107.3
	まぐろ	100g	100.0	184.9	
	さけ	〃	30.0	173.4	
	ます	〃	40.0	95.6	
乾物	（5品目）			106.1	100.0
	干しのり	〃	35.0	132.6	
	煮干	1帖(10枚)	200.0	132.4	
畜産食品	（9品目）			128.4	100.0
	牛肉	100g	120.0	193.9	
	ぶた肉	〃	70.0	119.3	
	鶏卵	〃	25.0	94.1	
調味料	（8品目）			121.2	100.0
	油	1本	200.0	134.9	
	砂糖	1kg	110.0	154.1	
	味そ	〃	140.0	92.2	

所得税の確定申告忘れずに

長年商売をしている人は確定申告という言葉も時期もよく知っておりますが、次のような人は忘れがちです。

(1)昨年課税されなかった人＝昨年所得が低く所得税の課税のなかった人には確定申告書が送付されません。それでつい忘れがちですが、今年は課税になるかどうか、自分で確かめ計算をして下さい。

(2)昨年中に開業した人

(3)給料生活者で給料以外に収入のあった人＝たとえば株の配当や不動産収入などのある人は、やはり確定申告が必要です。とくに不動産の譲渡した方で収入のあった方は忘れては大変です。

（註）一銘柄年配当五万円（半期配当二五万千円）以下の場合および源泉選択をされている場合は申告を提出する必要がない

添付必要の書類

確定申告には証明書類が大切な働きをします。申告前に準備しておいてほしいものです。そのいくつかを述べますと

①生命保険の領収書又は証明書＝生命保険控除に必要です（一契約につき九千円以上）

②火災保険などの領収書又は証明書＝損害保険控除に必要です。

③資産損失額保険補てんの金額明細書

④医者や薬屋さんの領収書＝昨年中に本人家族が病気のため医療控除を受けるときに必要です。

⑤源泉徴収票＝給与所得者が確定申告をするとき。

納税は期限内に

確定申告を終えて、納めるべき税額が決定したら、それは定められた期限内に納税をすませることが肝心です。額がきまっても納付をすませなくては、終ったとはいえません。

さて申告所得税の納期限は三月十五日です。この日までに納めないと公平の原則から法律上相当の罰則を受けます。つまり延滞税です。期限をすぎますと、いわゆる督促状がでます、この日から日歩四銭の延滞税が加算されます。

便利な振替納税

振替納税とは、金融機関が忙しいあなたにかわってご指定の預金口座から自動的に税金の額を引き、あなたの納税手続をすましてくれる方法です。くわしいことは、納税相談においでの節ご相談下さい。（以上函館税務署提供）

函館商工会議所会報
発行所　函館市大手町三番二十一号　函館商工会議所
発行人　高間勉　電話代表23—1181番

会員を十五級別に
定款など諸規定変更

本会議所の第十三回臨時議員総会は三月三日正午から本所三階講堂で開かれました。出村会頭から道北支店長（旭川）に転出の北電函館支店長金川武司議員と新任の日本セメント㈱上磯工場長谷口勇議員を紹介、両議員の新、退任あいさつがありました。ついで永田専務理事が昭和四十二、三、四年度収支予算見込表について説明、本所の財政基盤である本予算見込みは本日の提出議案と密接な関連があるので審議を前に了承を得たいと述べ、全員これ了承のあと審議に入り、高間理事が第一号議案―定款の一部変更について、第二号議案―部会規程について、第三号議案―会費及び負担金規定の変更について、第四号議案―特別会費規定の変更について、第五号議案―議員選挙及び選任規約の変更について振案理由を一括説明、審議の結果、別項原案どおり議決しました。

第六号議案―常勤役員退職金規程については「一年につき退任時の俸給二ヵ月分」とある基準額について問題があると修正意見が出ましたが、採決の結果、修正は否決されました。

なお同理事は定款変更の認可後、新部会を開き正副部会長を選任するが、現二号議員は次期改選まで現状のままであると述べ、また定款の変更は通産省の認可を得て正式に決定するが、通産省で一部字句の修正を求められることもあり得るのでそのような場合は、修正については会頭に一任されたいと諮ったところ全員これを了承して午後二時四十分閉会しました。

第27回常議員会

第二十七回常議員会は二月二十四日正午から本所議員室で開催、同月二十一日逝去した川口恭平前議員の霊に黙禱をささげたあと昭和四十二、四十三、四十四年度収支予算見込みについて永田専務理事の説明を了承して審議にはいり①定款の一部読更について②部会に関する規定について③会費および負担金規定の変更について④特別会費規定の変更について⑤議員選挙および選任規約の変更について⑥役員退職金規定について⑦産業会館落成披露および創立七十周年記念行事の委員についてなどをそれぞれ原案どおり議決して午後二時五分散会しました。

定款変更案

（大字は変更の箇所）

（会員の選挙権）

第十三条　会員は会費の負担額に応じて別に定める級別によりそれぞれ左に掲げる個数の一号議員の選挙権を有する。

一級会員	一個	六級会員	十個
二級会員	二個	七級会員	十個
三級会員	三個	八級会員	十個
四級会員	四個	九級会員	十個
五級会員	五個	十級会員	十個
		十一級会員	十個
		十二級会員	十五個
		十三級会員	二十個
		十四級会員	二十五個
		十五級会員	三十個

（議員総会の招集）

第三十八条　議員総会は通常議員総会及び臨時議員総会の二種とし会頭が招集する。

2、通常議員総会は毎年三月及び六月、臨時議員総会は第四項に規定する場合の外、会頭が必要と認めたときに開催する。

（議事録）

第四十三条　議員総会の議事については議事録を作らなければならない。

2、議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員（監事を除く）が署名しなければならない。

（部会）

第四十七条　本商工会議所に会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために左の部会を置く。

一、	食品商工部会
二、	繊維商業部会
三、	小売商業部会
四、	卸商業部会
五、	第一工業部会
六、	第二工業部会
七、	農水産部会
八、	運輸交通倉庫部会
九、	理財部会
十、	観光サービス部会

（部会長及び副部会長）

第四十八条　部会には部会長一人及び副部会長若干人を置く。

（委員会の組織）

第五十五条　委員会に委員長、委員の人選（別項）について高間理事の報告とおり了承しました。

国民珠算選抜競技

第二十一回国民珠算競技大会道南地区予選選抜競技会は四月十六日午前九時から本所三階講堂で開催、一般、学校の両部門別に個人および団体競技が行なわれます。参加者の中から優秀選手七人を選抜し四月二十三日室蘭市で開催される道南地区予選大会に派遣することになっております。参加希望者は四月十日までに百円をそえ本所業務課まで申込みください。

第28回常議員会

第二十八回常議員会は三月二十八日午後一時から本所議員室で開催①昭和四十二年度事業計画②昭和四十二年度収支予算③二号議員の補欠選任④常議員の補欠選任などを審議、各議案とも原案どおり議決して同日午後二時十分閉会しました

諸規定を原案通り変更

一級10万円以上

部会に分科会設置も

三月三日開催の第十三回臨時議員総会は定款、部会規程、会費および負担金規定、特別会費規定、議員選挙および選任規約などの一部変更を次の原案どおりそれぞれ議決しました。（文中の太字は修正箇所）

会費および負担金規定

（会費の金額）

第2条　会費は級別制としその年額は次の通りとする。

1級会費	10万円以上	11級会費	1万円以上
2級会費	8万円以上	12級会費	8千円以上
3級会費	6万円以上	13級会費	6千円以上
4級会費	5万円以上	14級会費	4千円以上
5級会費	4万円以上	15級会費	2千円以上
6級会費	3万円以上	2、議員及び議員以外か	
7級会費	2万円以上	10級会費	1万2千円以
8級会費	1万6千円以		
9級会費	1万4千円以		

部会規程変更案

第1条　定款第6章第1節（部会）に於て定めるもの外、部会の運営に関しては本規程による。

第2条　定款第47条第1項の各部会に所属するべき事業の種類を別表の通り定める。会員はその営んでいる事業の種類により前項の部会にそれぞれ所属するものとする。

第3条　会員が主要な事業を2以上営んでいる場合に於て2号議員の選任につ いての所属部会（以下第1部会と称する）に関し、その会員より意思表示がないとき、又はその所属について疑義があるときは、事務局長がその所属部会を決める。

第4条　会員が主要な事業を2以上営んでいる場合は前条の規定による第1部会に属する外、その営んでいる事業により第2部会及び第3部会として他の部会にも所属することができる。

第5条　部会には部会長及び副部会長の外、必要に応じ常任委員若干人を置くことができる。

前項の常任委員は部会長の推せんにより会頭がこれを委嘱する。

第6条　部会長が必要と認めた場合は常議員会の同意を得てその部会に分科会を置くことができる。

分科会は部会長が招集しその議長となる外、その運営については部会長、副部会長及び常任委員が協議して行う。

第7条　2部会以上の部会に関する事項については連合部会に於てこれを審議する。

前項の会議は関係部会長の連名をもって招集し議長はその部会長の互選によってこれを定める。

第8条　連合部会の運営は部会に準ずる。

付則

本規程は昭和42年3月15日より実施する。

議員選挙および選任規約

（選挙人名簿の調製）

第9条　議員の任期満了による選挙及び選任を行う年は、その年の四月一日から選挙人名簿確定の日までに入会し、又は等級の変更を行う場合は、その会費の年額をその時に納入しなければならない。

前項の場合に於て選挙人名簿調製後であるときは、そのものを選挙人名簿に記載、又はその会員の記載を

訂正する。

（投票の個数）

第15条　会員は定款第13条の規定により会費の負担額に応じてそれぞれ次に掲げる個数の投票を行なうことができる。

1級会員	50個	11級会員	5個
2級会員	40個	12級会員	4個
3級会員	30個	13級会員	3個
4級会員	25個	14級会員	2個
5級会員	20個	15級会員	1個
6級会員	15個		
7級会員	10個		
8級会員	8個		
9級会員	7個		
10級会員	6個		

（選挙入場券）

第15条の2　選挙期日前五日までに会員に対し選挙入場券を発送する。

選挙入場券を紛失又は汚損した場合は別に定める様式により本人がその理由を記し印鑑証明を添えて選挙長に対し選挙入場券の再発行を請求することができる

前項の場合に於て選挙長は正当な理由がありと認めたときは選挙入場券を再発行することができる。但しこの場合は先に発行した選挙入場券は無効とし、その旨を掲示板に公告しなければならない。

（立候補の届出）

第24条　3・1号議員候補者は選挙期日前3日までに選挙長に届出て1号議員候補者たることを辞することができる。

（当選人）

第25条　4・当選人が当選確定後1年以内に当選を辞退したとき又は死亡若しくは前項の規定により当選を失ったときは選挙長に於て当選とならなかったもの の中から得票の順位により当選人を定める。

（補欠選挙）

第30条の2　1号議員の欠員がその定数の10分の1を超えない場合に於ても議員総会に於て必要と認めたときは補欠選挙を行なうことができる。

（2号議員の割当）

第33条　部会に対する2号議員の割当数はその部会員が有する選挙権の個数その他を勘案して常議員会の議決を経てこれを決める。

付則

1　第9条、第24条第3項・第25条第4項及び第33条第1項の変更規定並に第15条の2及び第30条の2の規定は昭和42年4月1日から実施する。

2　第15条第1項の変更規定は昭和42年3月15日より実施する。

特別会費規定

（議員特別会費）

第2条　本商工会議所議員の特別会費の年額は次の通りとする。

1号議員	1万円
2号議員	6万円
3号議員	16万円

（役員特別会費）

第3条　本商工会議所役員の特別会費の年額は次の通りとする。

会頭	50万円
副会頭	20万円
常議員及び監事	3万円

付則

第2条及び第3条の変更規定は昭和42年3月15日より実施する。

本会議所の移転
六月下旬の予定
近づいた産業会館の完成

6月中旬ころ完成予定の拓銀ビル

近代ビルの出現によって函館の駅前は大きく変貌するだろうといわれています。〝拓銀ビル〟の建設は着々とはかどり、地上九階、函館随一の高層ビルは、日一日とハッキリその偉容を往きかう市民の前に現わしはじめています。

一昨年八月着工以来、工事は予定どおり順調な工程をたどり、いま外装は九分どおり出来上がり内装工事を急いでいますが、六月中旬ころには完成の見込みであります。産業会館は六階全階を占めることになりますが、本会議所も産業会館内に入居することになりますので現所屋からの移転は六月二十五日から同月末にかけて行なわれる予定で、いま諸般の準備で毎日忙殺されている状態であります。

函館の経済界としては、多年の念願であった函館地区の経済センターともいうべき産業会館が全業界の理解ある協力によって結実しましたのでその喜びはひとしお大きく、またことしは本会議所創立七十周年記念の年でもありますので会館竣工披露式典と併わせ七月十日ころ両式典を行なう予定で記念行事実行委員会でその具体案を鋭意検討中であります。

会頭賞受賞者

本年度卒、市内各校の会頭賞受賞者は次のとおり。

佐藤典治（ラ・サール）
田辺光子（遺愛）河本美和子（大谷）小林洋子（白百合）小西雅子（女子商業）北島陸子（昭和竜谷）北林ふくみ（中部）船木信（西）岩間栄三郎（東）浅沼義博（北）池上由希子（商業）泉英明（工業）片口雄一（水産）木村正道（有斗）室塚昭雄（工業定時）牧野たか子（中部定時）中西純二（商業定時）秋田洋子（亀田）久保富子（保育専門）向当保雄（工業高専）阿部正義（同）及川浩（同）森芳子（大谷短大）亀尾政記（国立函館職訓）菊地純子（函館栄養専門）

簿記各講座ひらく

本会議所主催の簿記講座は「商業簿記」を皮切りに次のとおり本所で開講します。講師は函館商業高校講師石田宏二氏。時間は土、日曜日を除き毎日午後六時から八時まで。

▽商業簿記　四月三日～二十五日、受講料千円
▽工業簿記　五月八日～二十六日、受講料千円
▽検定試験準備のための解説　五月二十九日～六月二日、受講料五百円（テキスト代含む）。なお本会議所会員ならびに本所外郭団体以外の一般人は各講座とも前記受講料の五割増です。語細は本所相談課へ。

人の心の見通しと不安

文化革命とやらで中共は大あれにあれているようであるが、世界は不安の目をもってこれを眺めている。この不安の原因は、中共の様子が壁新聞などという不確なニュース・ソースから推察する以外方法がなくとういう方向に動いているのかさっぱり判らないからである。

このように見通しがきかないというか実情をつかんだり、今後の方針をたてたり、予測をしたりするための情報が得られないと人間は非常に不安を感じるものである。列車などが停車すべき所でない所でとまったまま停車理由の説明もされずに放置されればいらいらしてくるし、それが真暗なトンネルの中などの場合はこのいらだちがひどくなるものである。

このように現状を理解したり、それをもとに今後の方針や予測を行なうために必要な情報が不安と深い関係があるにもかかわらず監督者といわれている人々の中には、自分の部下に必要と思われる情報を与えていないと思われる人が相当いる。職場で働いている人というものは、いろいろの面で見通しをもち、不安なく働きたいと念じているものである。では、これらが満たされないとどういうことが起るかといえば、会社への帰属意識の低下となるし仕事に対して不安をもち自信喪失などというような種々の問題をひきおこすのである。

一例を示すと、ある職場で営業計画の立案をしていた男が、仕事に自信をもてずにやめていった。どうして自信を失ったかの経過を調べたところ、上役が地方の営業所の実情をろくに説明をしてやらずに、彼に仕事をさせ、出された案をみては「あそこがいけないから作り直せ」とか「こんな案では、実行不可能だからだめだ」とか、一生懸命になって作った案を廃案にしたり、作りなおさせるので常に不安をもって仕事をするようになり、それが仕事への自信喪失になっていったことが判った。

こうした責任は誰にあるかといえば、与えるべき情報を十分に与えなかった監督者をおいて他にあるまいこういった例をみても見通しの立てられるだけの情報を部下に与えることは監督者のつとめといえよう。

（会議所ニュースから）